

○道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）（第二条関係）

(傍線部分は改正部分)

別表第二の二（第三十六条の二、第三十六条の三関係）

改 正 案

別表第二の二（第三十六条の二、第三十六条の三関係）

現 行

試験	施設及び設備
自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を測定する第三十六条第六項に規定する基準に係る試験であつて、原動機をエンジンダイナモメータに設置して行うもの	一〇十一 (略) 一二 オパシメータ (粒子状物質を測定する場合に限る。) 一三 温度計 一四 温度計 一五 気圧計 一六 エンジン回転速度計
自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を測定する第三十六条第六項に規定する基準に係る試験であつて、原動機をエンジンダイナモメータに設置して行うもの	一〇十五 (略) 一六 オパシメータ (粒子状物質を測定する場合に限る。) 一七 温度計 一九 気圧計 二十 エンジン回転速度計

試験	施設及び設備
自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を測定する第三十六条第六項に規定する基準に係る試験であつて、自動車をシャシダイナモメータに設置して行うもの	一〇十一 (略) 一二 温度計 一三 温度計 一四 気圧計 一五 エンジン回転速度計
自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を測定する第三十六条第六項に規定する基準に係る試験であつて、自動車をシャシダイナモメータに設置して行うもの	一〇十五 (略) 一九 気圧計 二〇 エンジン回転速度計